

## 13. 地域医療振興協会健康保険組合 高額療養費支給手続規程

(目的)

第1条 この規程は健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第109条及び第109条の2に基づき、月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第2条 月間の高額療養費は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書又は調剤報酬明細書にかかるものについては、当該明細書データ又は明細書を組合で受領したとき、被保険者から請求があったものとみなす。

2 療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したとき、前項と同様とみなす。

3 年間の高額療養費のうち、組合の保有する明細書データ又は明細書により組合において支給の対象であることが確認できるものについては、当該確認を組合が行ったとき、被保険者から請求があったものとみなす。

(支給方法)

第3条 前条第1項及び第2項の規定により請求があったとみなされたものについては、原則として月末までに受付されたものについては、翌月の給与に併せて支給する。ただし、任意継続被保険者及び資格喪失者にかかるものについては、同月末に指定銀行口座振込みで支給する。

2 前条第3項の規定により請求があったとみなされたものについては、原則として翌月の給与に併せて支給する。ただし、任意継続被保険者及び資格喪失者にかかるものについては、同月末に指定銀行口座振込みで支給する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月23日から施行する。